

令和4年度 浜松市立光が丘中学校

第3回 学校運営協議会

< 11/1 (火) 実施 文化発表会より >



3年生集合写真

3年生有志 オープニング



吹奏楽部と竜川太鼓コラボ



クラスの合唱



表彰式の様子



新生徒会役員 クロージング



令和5年2月6日(月) 13:30~

光が丘中学校 会議室

<次第>

- (1) 開会の言葉 13:30 ~ 13:31
- (2) 校長挨拶 13:31 ~ 13:35
- (3) 授業参観（授業内容は下部参照） 13:35 ~ 13:55
- (4) 協議会会長挨拶 13:55 ~ 14:00
- (5) 開催要件の確認及び議長選出 14:00 ~ 14:05
- (6) 熟議事項 14:05 ~ 14:55
- ①学校評価アンケートの結果と今後の対応について
 - ②学校運営協議会の評価について
 - ③来年度に向けた取り組みについて
 - ・「いじめ防止等のための基本的な方針」来年度の方針について
 - ・「生活のルールやマナー」の見直し方法について
 - ④その他
 - ・CS加算分報告
- (7) 連絡事項 14:55 ~ 14:58
- ・協議会委員の任期等について（任期の基本：R4.4.1～R7.3.31）
 - ・R5第1回学校運営協議会 令和5年5月15日（月） 13:30～
 - ・教育総務課より
- (8) 閉会の言葉 14:58 ~ 15:00

【 授業参観 】

学級	1 A	1 B	2 A	2 B	3 A	3 B	E F
授業	数学	保体	理科	国語	国語	社会	数学
担当	大庭 篤	鈴木公哉	幸田翔平	内山涼恵	北村和輝	内山大輔	大石忠之
場所	1 A	運動場	2 A	2 B	3 A	3 B	E組

Eは発達支援学級（自閉・情緒）、Fは発達支援学級（知的障害）

令和4年度 浜松市立光が丘中学校 学校運営協議会 委員名簿

氏名	役職	備考
甘蔗 孝仁	浜松市立光が丘中学校 同窓会長 天竜東地区民生児童委員	◎会長
青山 敏郎	人権擁護委員 天竜地区会長	
溝口 玄	竜川ふれあいセンター活動推進委員会 委員長	
笹竹 和行	光明ふれあいセンター活動推進委員会 委員長	学校支援 コーディネーター ●議長
松井 章泰	光が丘中学校区青少年健全育成会 会長	○副会長
小澤 房世	天竜東地区主任児童委員・民生委員	
鈴木はるみ	天竜東地区主任児童委員・民生委員	
坂井 久司	龍山地区主任児童委員・民生委員	
黒川 高明	浜松市立光が丘中学校PTA会長	

●運営組織の決定について ～ 浜松市学校運営協議会規則第14条3より ～

- ①会長1名を互選により選出する。
- ②副会長を会長の指名により選出する。
- ③議長は出席した委員の互選により、その都度定める。

【 学校 】

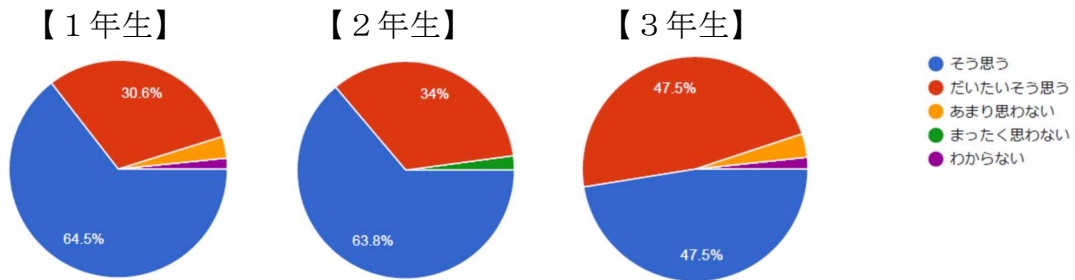
氏名	役職	備考
鈴木 靖	浜松市立光が丘中学校 校長	
古橋 康浩	浜松市立光が丘中学校 教頭	
横山貴美恵	浜松市立光が丘中学校 校務アシスタント	C Sディレクター

(6) 熟議事項

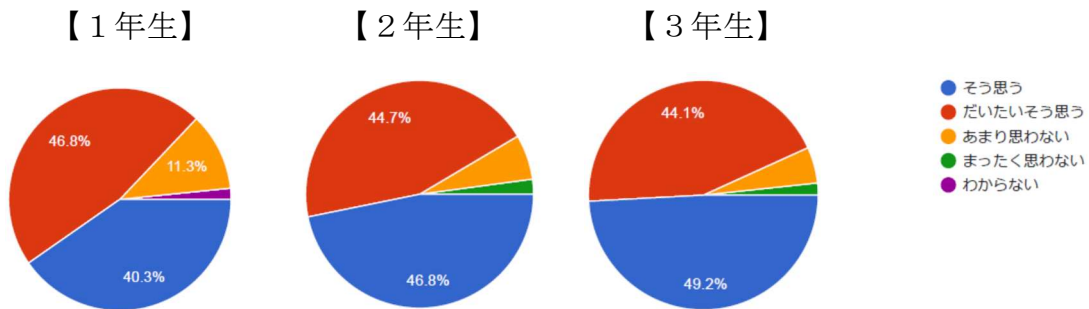
①学校評価アンケートの結果と今後の対応について

◆生徒用アンケートより（抜粋）

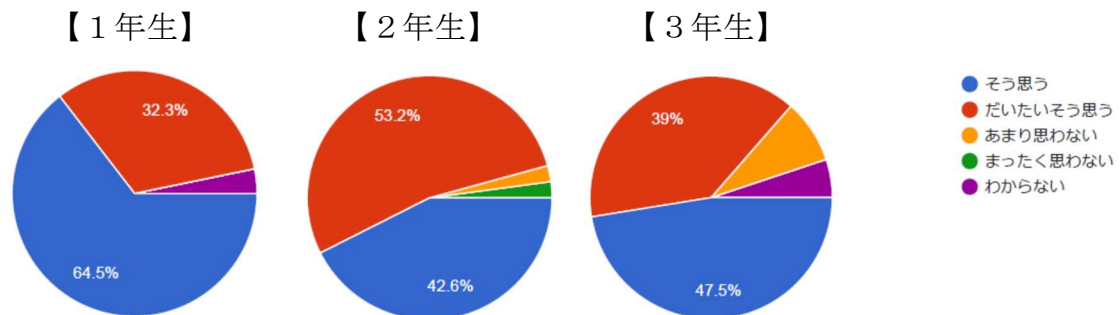
Q. 光が丘中は、安心して楽しく通うことができる場所だ



Q. 光が丘中の先生は、自分によく声をかけてくれる。普段からよく話す

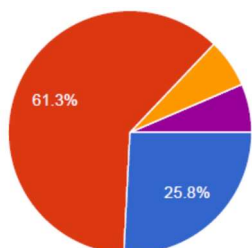


Q. 光が丘中の先生は、ダメなところはきちんと注意してくれる。どう直すと良いか教えてくれる

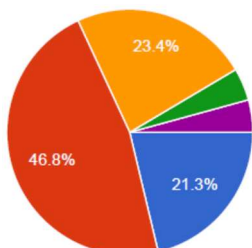


Q. 光が丘中の先生は、生徒個人の力に合わせ、一人一人に合った学び方を教えている

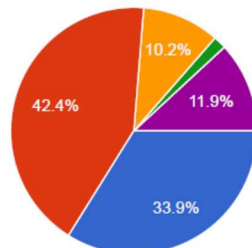
【1年生】



【2年生】



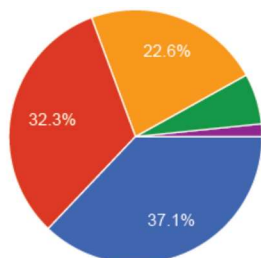
【3年生】



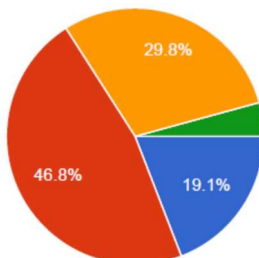
- そう思う
- だいたいそう思う
- あまり思わない
- まったく思わない
- わからない

Q. 家で、自分から進んで家庭学習に取り組んでいる

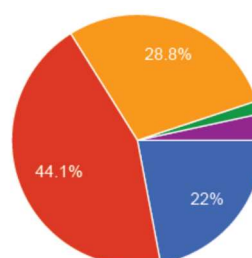
【1年生】



【2年生】



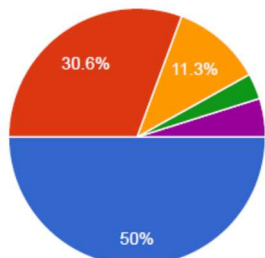
【3年生】



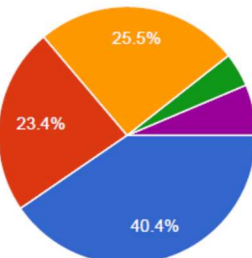
- そう思う
- だいたいそう思う
- あまり思わない
- まったく思わない
- わからない

Q. 自分には、将来、やりたいこと（夢）や挑戦したいことがある

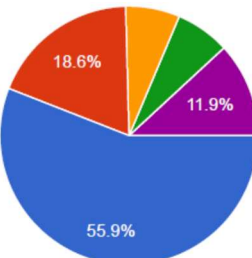
【1年生】



【2年生】



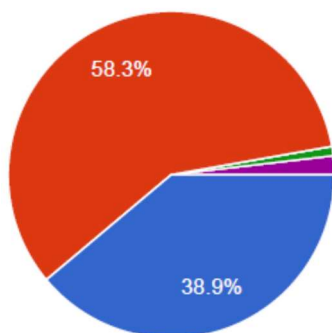
【3年生】



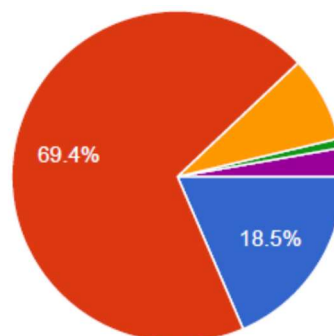
- そう思う
- だいたいそう思う
- あまり思わない
- まったく思わない
- わからない

◆保護者用アンケートより（抜粋）

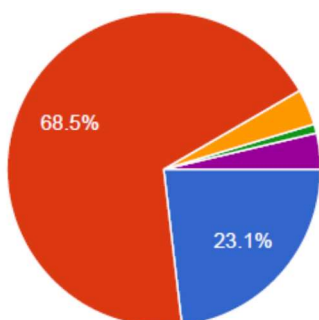
Q. 光が丘中は、子供にとって、安全で安心して楽しく通うことができる場所である。



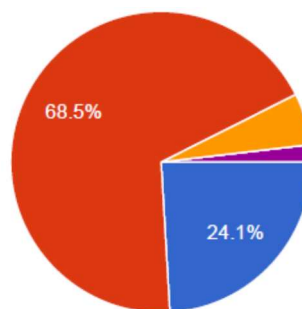
Q. 光が丘中職員は、子供一人一人を大切にし、良さを認めたり、直すべきことは注意したり、困っているときは助けたりしている。



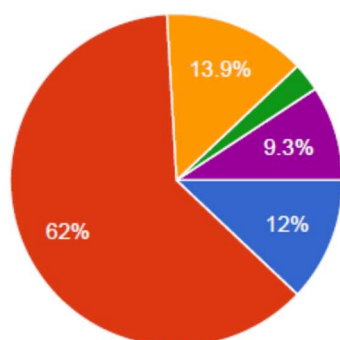
Q. 光が丘中は、あいさつやマナー、礼儀や社会のルールなどを丁寧に教えている。



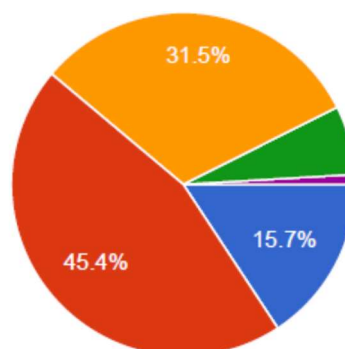
Q. 光が丘中は、行事や学級・学年・生徒会活動・部活動など、子供が生き生きと取り組み、活躍する場を豊富に設けている。



Q. 光が丘中は、基礎的な学力が身に付き、わかりやすく楽しい授業・子供の興味や意欲を高める授業をしている。



Q. 子供は目標を立てたり自分で方法を考えるなど工夫したりして、自ら進んで家庭学習に取り組んでいる。



青：そう思う

赤：だいたいそう思う

黄：あまり思わない

緑：まったく思わない

紫：わからない

◆学校評価アンケートの分析

◎生徒用アンケートより

- ・光が丘中学校に安心して楽しく通うことができているという生徒と、先生がよく声をかけてくれると認識している生徒が9割以上いることから、学校が生徒にとって安心できる環境になっているといえる。
- ・先生がダメなところをきちんと注意してくれる、どう直すと良いか教えてくれると感じている生徒は多い。生徒指導については、全職員が共通理解のもとに対応している様子が見える。
- ・授業については、個人の力に合わせた指導だと感じている生徒は多いが、一部の2年生に満足していない生徒が見られる。併せて、家庭学習への取り組みについて、自発的に取り組んでいると感じている生徒は、3分の2にとどまる。学習に取り組む姿勢をどのように身につけさせるか、対策が必要と感じる。
- ・将来の夢や挑戦したいことがある生徒は、1・3年生で8割近いのに対し、2年生は6割強にとどまる。

◎保護者用アンケートより

- ・「学校が安心できる場である」、「学校が一人一人の良さを認めている」、「学校はあいさつ、マナー、礼儀などをきちんと教えている」と感じている保護者は9割以上おり、概ね学校の取り組みに対して好評価である。「マナーやルールの指導」、「各種行事の充実」に対しても同様の傾向が見られる。
- ・「基礎的な学力が身に付き、分かりやすく楽しい授業である」、「子供が自ら進んで家庭学習に取り組む」という質問に対しては、良好である回答をした家庭は60～75%にとどまる。勉強への取り組みや、自立（自律）した生活習慣が不十分と感じている保護者が多い。

【 今後の対応 】

- ・生徒指導体制をさらに充実させ、子供たちが安全・安心して生活できる環境を維持する。全職員で全校生徒を育てるという意識で指導に当たり、丁寧な情報共有のもと、一人一人の良さに光を当てられるよう、共通意識をもつ。
- ・基本的な学力や学習習慣が不十分な生徒が見られることから、より興味を引き出す授業づくり、授業の中での「主体性を育む問い」、ICT機器の有効活用などにより、学習指導を充実させる。
- ・キャリア教育を充実させる観点から、総合的な学習の時間、各種学校行事、部活動等の様々な体験活動を通して、「自分の良さを見つけ、高め、自信をもたせる」ことで、充実した進路選択につなげるよう指導する。

(6) 熟議事項

②学校運営協議会の評価について

(様式1)

令和4年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立（ 光が丘中 ）学校運営協議会長

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

学校長の基本方針説明については、熱意や意欲が十分伝わり、内容も十分なものであることが確認できた。内容としては「キャリア教育を核にした人づくり」を念頭においた学校経営と認識しており、それに基づいた熟議はできた。

元々、光が丘中の生徒は「主体性は薄いが素直な子が多い」という実態がある。しかし、特に現在はコロナ禍でマスク生活を強いられる生活により、生徒の活力や主体性が一層薄くなりつつあるので、今までとは違うアプローチをする必要がある。

また光明中、竜川中、龍山中が統合されてできた光が丘中なので、学校がなくなった地域の想い、地域の歴史と伝統、その地域の子供を育てるという意識を教職員も持ってもらいたい。

さらに保幼小中（高）の連携を図り、育てる子供像をイメージとして共有することで、中学校区の子供を地域として捉えたい。いろいろな地区のいろいろな経験を知恵として活かしていくことを踏まえて、今後も意見交換を行いたい。

<評価項目2> 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

学校支援コーディネーターが提案し、学校運営協議会で熟議した「地域人材の活用」により、生徒たちに新しい活動や体験等の学びの機会を創り出すことができた。地域の方も協力してくださる方が多くうれしく思う。

今年度実施及び計画した「家庭科の調理補助」、「保健体育のダンス指導」、「地域ゆかりの社会で活躍する人の講演」などは、素晴らしい企画だった。支援の内容は、教育課程内（教科の目標）に沿ったものであることが大切であるとともに、気軽に支援できる「ボランティア」が理想であり、「支援者（ボランティア）データ」等の蓄積が必要と考えるので、今後も継続的に検討していきたい。

<評価項目3> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

学校運営協議会の立ち上げ初年度であったが、学校支援コーディネーターや協議会委員のアイデアで無理をしない中でも十分な活動ができたと考える。

今後は、今年度の活動を踏まえながら、「学校運営協議会委員と教職員の意見交換」などを行い、「地域を活かした活動」について、教育課程内の無理のない範囲で検討を進めたい。

(6) 熟議事項

③ 来年度に向けた取り組みについて

* 「いじめ防止等のための基本的な方針」

浜松市立光が丘中学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	
1	いじめの定義	
2	いじめの理解	
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	
	(1)いじめの未然防止	
	(2)いじめの早期発見	
	(3)いじめへの対処	
	(4)地域や家庭との連携	
	(5)関係機関との連携	
第2	いじめの防止等のための対策	
1	いじめの防止等のための組織	
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	
2	いじめの防止等に関する取組	
	(1)光が丘中年間指導計画	
	(2)いじめの未然防止	
	(3)いじめの早期発見	
	(4)いじめに対する措置	
	(5)関係機関との連携	
	(6)学校における教育相談体制の整備	
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	
	(8)いじめが「解消している」状態	
	(9)「浜松市立光が丘中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	
3	地域や家庭の役割	
	(1)地域の役割	
	(2)家庭の役割	

第3 重大事態への対処.....

- 1 重大事態の意味.....
 - (1)生命心身財産重大事態.....
 - (2)不登校重大事態.....
 - (3)子供や保護者からの申立て.....
- 2 重大事態の調査組織.....
- 3 事実関係を明確にするための調査の実施.....
- 4 調査結果の提供及び報告.....
- 5 その他の留意事項.....

第2 いじめの防止等のための対策

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、養護教諭
 - ・必要に応じて、学年主任、学級担任、発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる教職員等を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させたりする。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加する。
- 隔週1回、定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、母体となる。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立光が丘中学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員 : いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 光が丘中年間指導計画

※GE：構成的グループエンカウンター ※CP：キャリア・パスポート

	学級・学年	生徒会	教職員	保護者・地域
通年		あいさつ運動 杉の子の日 健康安全の日	生活部会 いじめ対策委員会 杉の子の日	杉の子の日 (奇数月)
4月	始業式、入学式 全校オリエンテーション 学級開き ・ 1年間の目標(GP) ・ 人間関係作り(GE) 授業開き ・ 学習ルールの確認 修学旅行(3年) 校外活動(1, 2年)	対面式	職員会議・校内研修 ・ 基本方針 ・ 校内組織 ・ 生徒理解	入学式 PTA役員会 授業参観会 学級懇談会 PTA総会 ・ 基本方針の説明
5月	体力テスト 野外活動(2年) 生活を明るくする調査 道徳(公正・公平)	生徒総会	小中連絡会 ・ 情報交換・共有 アンケートの実施	健全育成企画委員会
6月	教育相談 情報モラル講座 生き方教室(1年) 道徳(思いやり・感謝)	生徒集会 ・ 命について 考える	校内研修 ・ 調査結果の共有 ・ 授業研究 ・ 実践授業	生き方教室(1年)
7月	三者教育相談 終業式 学活 ・ 夏休みの過ごし方 ・ 1学期の振り返り(GP)		校内研修 ・ 教育相談より	三者教育相談
8月	始業式 学活 ・ 2学期の目標(GP) 健全育成会標語		小中合同研修 ・ 情報交換・共有 校内研修 ・ いじめ対応について	健全育成会標語
9月	体育大会 学活 ・ 体育大会の振り返り(GP) 生き方教室(3年) 道徳(集団生活の充実)	生徒会選挙活動 生徒会選挙	校内研修 ・ 休暇中の情報共有 ・ 授業研究 ・ 学校評価結果の確認	体育大会 生き方教室(3年)
10月	福祉体験(1年) 職業体験(2年) 未来授業(3年) 学活 ・ 活動の振り返り(GP) 生活を明るくする調査	生徒集会 生徒総会	校内研修 ・ 実践授業 アンケートの実施	学校運営協議会
11月	文化発表会 学活 ・ 文化発表会の振り返り(GP) 生き方教室(2年) 教育相談 道徳(相互理解・寛容)	学校保健週間	健全育成会講演会 校内研修 ・ 調査結果の共有	文化発表会 健全育成会講演会 生き方教室(2年)
12月	三者教育相談 終業式 学活 ・ 冬休みの過ごし方 ・ 2学期の振り返り(GP)	生徒集会	校内研修 ・ 教育相談より 体罰・不適切な言動 アンケート	三者教育相談
1月	始業式 学活 ・ 新年の目標(GP) 立志式(2年)	生徒集会	校内研修 ・ 休暇中の情報共有 ・ 学校評価結果の確認	立志式
2月	学習発表会 スキー教室(1年) 道徳(友情・信頼)		校内研修 ・ 今年度の振り返り	学習発表会 学級懇談会 学校運営協議会
3月	3年生を送る会 学活 ・ 1年間の振り返り(GP) 卒業式、修了式 道徳(思いやり・感謝)	3年生を送る会	小中連絡会 ・ 情報交換・共有 校内研修 ・ 次年度への取り組み	卒業式

(2)いじめの未然防止

- 毎年6月を「命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組 生徒集会での生徒会長の説話、明るい学校にするための行動宣言 学校長・学級担任からのからの語り掛け

- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア	子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。
6月	生徒会主導「いじめや命について考える」月間の実施
7月	学級活動での情報モラルについて考える授業の実施
イ	子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。
4月	生活オリエンテーションの実施によるルールの共通理解
	学級活動において1年間のめあて（学級目標）を設定
学期末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ	子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実
学期初	「感謝」をテーマにした道徳の授業と児童集会、学校行事等の実施
	「はままつマナー」を活用した日々の振り返り
5月	「公正・公平」をテーマにした道徳の授業と日々の生活
6月	情報モラル講座
	「思いやり・感謝」をテーマにした道徳の授業の実施
9月	「集団生活の向上」をテーマにした道徳の授業と体育大会の実施
11月	「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業と文化発表会の実施
2月	「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業とスキー教室（1年）の実施
3月	「思いやり・感謝」をテーマにした道徳の授業と3年生を送る会の実施
エ	発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援
11月	多様性について学ぶ総合的な学習の実施と福祉体験（1年）・職業体験（2年）・生き方教室（3年）
オ	集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動
年間	あいさつ運動
4月	生徒会主催の対面式による仲間づくり
6月	自己の生き方について考える生き方教室の実施
9月	互いに高め合いながら活動する体育大会の実施
10月	互いに高め合いながら活動する文化発表会の実施
11月	進路や生き方について考える総合的な学習の実施と職場体験・地域学習
1月	自己の在り方について考える総合的な学習の実施と立志式の実施
3月	生徒会主催の3年生を送る会による仲間づくり

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：年間2回（5月・11月）

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・家庭で実施する。

・回収から2日以内に、教職員が記載内容を確認し、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期個人面談：6月・12月に全員実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立光が丘中学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(9)「浜松市立光が丘中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立光が丘中学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立光が丘中学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立光が丘中学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立光が丘中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会(コミュニティ・スクール)、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味

方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。

- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

【 今後の展開 】

- ・ 現在、生活指導担当を中心に内容の精査を行っている。
- ・ いわゆる「いじめ対策基本法」に基づく対応を心掛ける必要があるため、現在中学校で取り組んでいる内容を整理し、不十分なことや改善すべきことを確認しながら、来年度に向け整備していく予定である。
- ・ 内容について協議し、内容を精査した上でホームページ上等で公開していく。

(6) 熟議事項

③ 来年度に向けた取り組みについて

* 「生活のルールやマナー」の見直し

～以下の内容は、本校の生活記録に添付したルールやマナーの内容です～

光が丘中学校 生活のルールやマナー

令和4年4月8日

1 始業時刻・遅刻

- (1) 始業時刻は8時とし、出欠席や遅刻を確認します。7時45分までに昇降口に入り、校内服に着替えて、7時55分から朝読書にとりかかれるようにしましょう。
- (2) 遅刻してきた場合には、職員室と保健室の先生に登校したことを申し出てから授業に参加しましょう。

2 服装・持ち物

- (1) 制服は標準服で体型にあったものを着用し、腰パン・ミニスカートとならないように着こなしましょう。
- (2) 制服での登下校を原則としますが、部活動実施日については校内服で下校しても構いません。また、雨がひどい場合などには、校内服での下校を許可します。
- (3) 登校後は、定期テストや式典など、特別な場合を除き、校内服で過ごします。
- (4) 冬季にはコート、ウインドブレーカー、マフラー、ネックウォーマー、手袋を着用してかまいません。ただし、トレーナーやセーターを着用する場合は、制服や校内服からはみ出ないように着こなしましょう。また、使い捨てカイロを使用する場合は、カイロに記名し、使用後は家庭に持ち帰り処分しましょう。
- (5) 通学靴は、白色の運動ぐつをはきます。ただし、スニーカータイプのものははかないようにしましょう。
- (6) 靴下は白色無地（ワンポイント可）をはきましょう。ただし、くるぶしが隠れない短いものははかないようにしましょう。
- (7) 教科書や学用品はナップランドに入れて登校します。荷物が入りきらない場合は、学校指定のサブバックを使用しましょう。
- (8) 不要な金銭、携帯電話、キーホルダー等の不要物や危険な物は持ってこないようにしましょう。

3 頭髪、眉毛等

- (1) 頭髪の着色や脱色、パーマなどはしないようにします。
- (2) 極端に眉毛を剃ったり、眉を描いたりしないようにします。
- (3) 整髪料、香り付きの制汗剤、色付きリップクリームは使用しないようにします。
- (4) 頭髪が肩より長くなった場合には束ねるようにします。また、前髪は目にかからないようにします。束ねるゴムや留めるピンは、黒、紺、茶など派手でないものにしましょう。
- (5) 部分的に長短のある髪型はしないようにしましょう。

4 校内生活

- (1) 礼儀正しく落ち着いた生活をしましょう。
- (2) 原則として、他の教室や特別教室には入室しないようにします。職員室から鍵や頼まれ物を持っていく場合には、近くの先生に申し出ましょう。
- (3) 安全のため、教室南側のベランダには出ないようにします。
- (4) 学校でみんなが使う公共物は大切に扱い、万一、破損した場合には直ちに申し出ましょう。
- (5) 下校途中に買い食いしたり、そのまま友人宅へ遊びに行ったりしないようにしましょう。

5 自転車通学

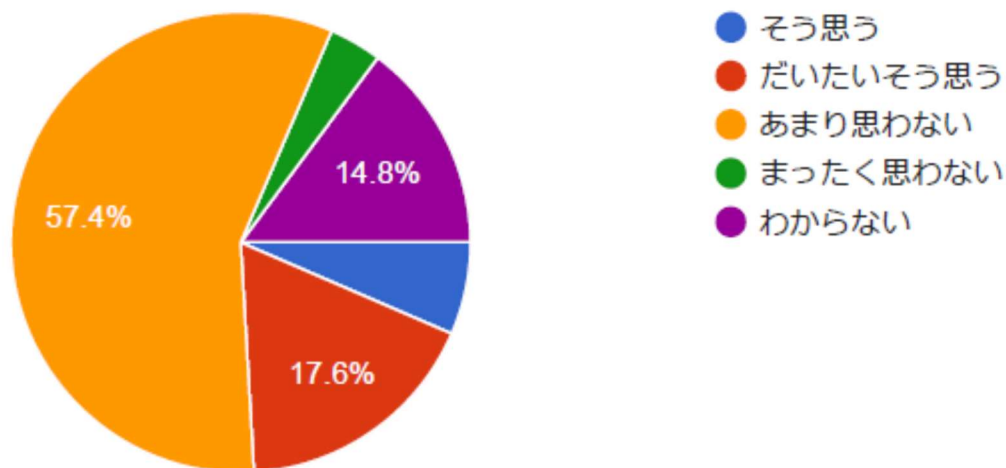
- (1) 「鉾付地区」に住む光明小学校区の生徒で許可条件を満たした者は、届け出をすれば、自転車で通学することができます。
- (2) 自転車通学者は登下校の際には、ヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう。また、学校敷地内と八幡神社の坂は自転車を押して歩くようにしましょう。

6 校外生活

- (1) 自転車の二人乗りや並進、急な飛び出しをしないなど、交通ルールをしっかり守りましょう。
- (2) 外出する場合には、保護者に行先や帰宅時刻を告げるようにしましょう。

◆保護者用アンケートより（抜粋）

Q. 光が丘中の「生活のルールやマナー」について、改善や見直しをする必要がある。



- ・ 現在は、来年度の教育課程編成を進めているが、ルールやマナーについても、職員間で内容について協議し、見直しを図っている。時代や現状に合わせて、より適切な内容になるよう検討を進めていく予定。
- ・ 年末に実施した保護者アンケートでは、6割強の保護者は見直しの必要がないとの意見だった。
- ・ 今後は、生徒や保護者の考えを確認しながら、特にPTA役員等の保護者代表の方に意見を伺う機会も設ける予定。
- ・ 今後ホームページ上での公開をしていかなければならないので、準備をする。

(6) 熟議事項

④その他 *CS加算分報告

(様式1)

令和 年 月 日

浜松市立光が丘中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 老川 薫 様

浜松市立光が丘中学校運営協議会
会長 甘蔗 孝仁

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和4年10月17日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ・学校の教育課程に則って、無理のない活動を心掛けてほしい。生徒だけでなく、先生方にも有効な機会としてほしい。
- ・先生方の負担を減らすこと、地域人材のもつノウハウを有効活用するために家庭科の調理実習における授業支援、保健体育ダンス分野の専門的な指導を中心に計画をしてほしい。学校については、支援コーディネートをすることで、授業のスキルを上げることにつなげてほしい。
- ・(調整が可能であれば)天竜出身で、その分野で活躍をしている方に講演をしてもらい、子供たちの人生について考える機会としてほしい。

(様式2)

令和 年 月 日

浜松市教育委員会 教育総務課
学校・地域連携担当課長 様

浜松市立光が丘中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 老川 薫

夢育やらまいか事業（CS加算分）報告書

夢育やらまいか事業のCS加算分の用途等について、下記のとおり報告します。

記

1 学校運営協議会からの意見

別紙「夢育やらまいか事業に対する意見書」のとおり

2 意見に基づき実施した活動等

No.	記号	事業内容	具体的活動内容
1	い	教科等学習支援の充実	地域人材による調理支援 (中学2年生 家庭科調理実習)
2	い	教科等学習支援の充実	地域人材による指導補助 (中学1年生 保健体育科ダンス指導)

< メモ >